

## 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

令和7年5月12日  
午前10時00分開議

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、6番、中川議員、7番、南谷議員を指名いたします。

日程第2、議会運営委員会報告を行います。委員長の報告を求めます。10番堀委員長。

●堀議員 本日、午前9時から第3回議会運営委員会を開催し、令和7年厚岸町議会第2回臨時会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

議会からの提出案件は、会期の決定及び諸般報告で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。報告第1号から報告第5号までは、専決処分事項の報告5件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

議案第54号は、令和7年度厚岸町一般会計補正予算1件で、本会議で審議することに決定いたしました。

議案第55号は工事請負契約の締結について1件で、本会議で審議することに決定いたしました。

本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会報告がありましたとおり、本日1日間としたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月12日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第4、諸般報告を議題といたします。令和5年厚岸町議会第2回臨時会において選任された厚岸町議会広報常任委員会の委員のうち、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの後期2年を任期とする、同委員会委員に係る正副委員長の互選について、令和7年5月1日、第3回厚岸町議会広報常任委員会が開催され、委員長に金子委員、副委員長に石沢委員。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員）　日程第5、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程頂きました、報告第1号、専決処分事項の報告について、その内容を御説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

令和6年度地域づくり総合交付金の追加交付に伴い、厚岸漁業協同組合への補助事業を増額する必要が生じ、それに対する予算が不足したため、緊急執行を要した令和6年度厚岸町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。2ページを御覧ください。

総額専第1号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和7年3月14日付けであります。

令和6年度厚岸町一般会計補正予算8回目、令和6年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ327万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億655万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。3ページから4ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款1項歳出では5款5項にわたって、それぞれ327万3,000円の増額補正であります。事項別により御説明いたします。

7ページをお開き願います。歳入であります。17款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費道補助金、2万7,000円の減。4目、農林水産業費道補助金、180万円の増。5目、商工費道補助金100万円の増。7目、消防費道補助金50万円の増。それぞれ地域づくり総合交付金の交付額確定による増減であります。以上で歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。歳出であります。2款、総務費、1項、総務管理費、8目、財政管理費、地域づくり推進基金147万3,000円の増は、地域づくり総合交付金の追加交付による一般財源の譲与による積立金の増で、同基金の年度末残高は約2億2,070万4,000円となる見込みであります。3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、心身障害者福祉費は、地域づくり総合交付金の交付額確定による財源内訳補正であります。次ページにわたり5款、農林水産業費、3項、水産業費、2目、水産振興費、180万円の増、市場荷受け作業監視設備導入事業50万円の増、昆布加工設備導入事業50万円の増、沿岸漁業作業省力化機器導入事業30万円の増、水産物鮮度維持設備導入事業50万円の増は、それぞれ地域づくり総合交付金の追加交付による充当事業の増で、当初内示において満額交付とならなかった厚岸漁業協同組合の補助事業に対して、道補助金が追加交付されることになったことから増額するものであります。6款1項、商工費、3目、食文化振興費は、地域づくり総合交付金の追加交付による財源内訳補正であります。8款1項、消防費、2目、災害対策費は、地域づくり総合交付金の追加交付による財源内訳補

正であります。

以上で報告第1号の提案説明とさせていただきます。御審議の上御承認頂きますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 まずですね、歳入、7ページです。17款2項2目、民生費道補助金、令和6年度の心身障害者福祉費マイナスの2万7,000円の計上でお尋ねをさせていただきます。この事業の内容と、当初予算を含めた事業費の推移を説明をしてください。またですね、歳出では、道補助金はマイナスの2万7,000円ですが、一財で補填計上となっております。道補助金の2万7,000円の減額分は一財で補填されると理解されますが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。民生費心身障害福祉費の部分のマイナス2万7,000円ですが、地域づくり交付金の財源について2万7,000の減となっておるもので、対象事業につきましては、自助具給付事業となっております。自助具つていうのは、障害者の方の日常生活に関わる、例えば、洗髪器、対象事業としての洗髪器等の器具類、それからもう一つは、この交付金の対象となるのは、障害児の軽度、中度の補聴器が対象となるものであります。

当初見込みとしましては、交付金の申請に当たりまして、2万7,000円が充当できるように、事業費としてはこの対象事業費分を6万7,000円ほど見込んでいたものであります。ただ、自助具事業の総額につきましては、当初予算では54万5,000円を計上しておりました。交付金の確定に当たりましては、この対象となる器具類の給付がないということで、この部分を交付金からは削ったと。対象事業が支出がないので0円としたことで、対象となる2万7,000円が減額となるというものでございます。

補聴器につきましては、実は中軽度、軽度の方と中度の方につきましては、この自助の事業の中で、成人の方、これにつきましては、対象事業としております。これは交付金の対象とならない中で事業費を支出しておりますので、先ほどの自助具の事業費54万5,000円に対しましては執行しております、23万2,000円ほど執行しております。ただ、交付金対象となる部分については支出がないという決算の状況となります。

もう一つお尋ねの、この2万7,000円が減額となった部分について、歳入の部分では、一財に振替ているというような内容となってございますが、3月で事業確定をしたときには、この対象となる支出は最終的にはなかったもんですから、この分につきつましましては、一財を当てておりますが、執行残となるという見込みでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 まずそうすると、洗髪器や障害児の補聴器の関係の実績がなかったよと。だ

から交付対象にも減額させてもらいました。この金額が2万7,000円ですよとこういう理解でいいと思うんですけれども、さらにですね、二つ目にお尋ねした件なんですけれども、令和6年度の3月末での数字ですよね今言ってるのはねこれ。補正でございます専決処分ですから。そうすると、普通であれば減額するのを一財で補填してますよね。それは、この後、今後まだ期間があったんで、あるのかどうかわからんないけど発生するかも分からぬからということで、減額しないで一般財源で補填はしておいたと。最終的には、不用額で、決算時点では落としますよってこういう経理をされると。こういうふうに認識をしたんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。待ってください。2回目ですから本会議ですから、次に行きます。後で答弁してください。

次に参ります。次にですね、歳出の9ページ、10ページです。5款3項2目、水産振興費、180万補正額、ここでお尋ねをさせていただきます。10ページのほうを見てください。10ページに4項目、それぞれ340市場荷受け作業監視、設備導入事業、350、昆布加工施設の導入事業は、おのの50万の増額となっております。おののの事業の内容をもう少し詳しく説明をしてください。それと総事業費との関係、当初なんば見てたんですけれども、50万を今回補正になったのか。この辺も含めて説明をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 先に心身障害者の部分につきまして説明させていただきます。お尋ねのとおり、2万7,000円につきましては、交付金の申請それから実績に対しましては、実績がなかったということで、2万7,000円がゼロというふうにしておりますが、支出予算につきましては、補正を組んでおりませんので、当初、これ総体で先ほどお話しした52万8,000円の当初予算の3月末においても、対象器具それから対象外器具について、支出の申請がある可能性があるということで、歳出予算のほうについてはさわっておりません。このため、支出につきましては、23万2,000円ほどの支出ということで、29万ほど執行残、支出のほうでなる。これに対して、歳入のほうも一財に組み直すというか、財源充当を変えておりますが、これについても執行残という形になるというものでございます。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 私のほうからは、市場荷受け作業のほうと、昆布加工設備導入事業についてお答えいたします。まず、市場荷受け作業監視設備導入事業につきましては、厚岸漁協の市場監視カメラの導入による荷受け前の入港船、それから搬送車の状況を管理するものであります、その情報をもとに人員配置や準備作業等の指示が市場の事務所から可能になると。要はカメラで、作業している人たち、それから車、それから入ってくる船を確認して、作業全体の効率化を図るという事業になってございます。次に、昆布加工設備導入事業につきましては、厚岸漁協のAウロコ製氷冷凍工場の事業でございまして、生昆布の刻み用のロータリーカッターと金属探知機の導入事業になつてございます。全体の事業費につきましては、市場荷受け作業のほうにつきましては59

0万、最初の補助部分が210万、そして今回50万の増額補正をさせていただいて260万となっております。交付対象経費、要は総事業費につきましては変わりはなく、補助金の増額によるものでございます。

続きまして、昆布加工設備の導入事業につきましては、当初、交付対象経費として503万8,800円、補助金につきまして200万、こちらにつきましても、50万増額して250万、交付対象経費については変わらずということになっております。

●議長（大野議員） 7番、南議員。

●南谷議員 続けてまいります。その下、360沿岸漁業作業省力機導入事業、30万、金額は50万から30万に落ちてるんですけれども、組合への関係だと思うんですけれども、この辺の事業の内容と、それから台数、これらについて組合員にどのような影響があるのか説明をしてください。さらですね、370水産物鮮度維持設備導入事業50万の計上でございます。これにつきましても、事業の内容と購入台数、鮮度、保持の関係の事業費を含めて、事業費の推移を説明をしてください。さらにですね、今回、地域づくり総合交付金、水産振興費で総額180万の増額となっております。おのおの事業費の2分の1の助成、当初から、地域づくり交付金については2分の1助成ということを目的にしておったんですけれども、今回ですね、理事者の皆さんだと思うんですけれども、御努力によりまして、約50%に到達したこと、改めて敬意を表します。

いずれも、漁業の振興に役立ち、関係者もきっと感謝をしてくれ、大いに営業活動をしていただけると思います。そこでお尋ねをするんですが、今回の増額の要因、分かる範囲で、説明をしてください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。質問のありました沿岸漁業作業省力化機器導入事業でございます。こちらにつきましては、厚岸漁協から漁業者に貸出しをするという形の事業になっておりまして、カキのロープ回し機、こちらが11台の整備、それからシマエビの重量選別機、こちらが2台、合わせて13台の整備になってございます。こちらにつきましては、令和5年度からの継続事業になっておりまして、トータルでは、ロープ回し機が47台、シマエビの重量選別機が7台ということになります、漁協のほうで導入して漁業者に貸出しをするといった内容になってございます。

こちらのほうの事業費の関係です、事業費につきましては、交付対象経費としまして475万、当初につきましては、200万の補助金となっておりまして、30万増額して230万、10万単位での地域づくり総合交付金となっておりますので、30万増額して、満度の50%以内というふうになってございます。

続きまして、水産物鮮度維持設備導入事業につきましてです。こちらにつきましては、厚岸漁協の直売店の事業になってございまして、冷凍機がついてるショーケースですね、こちらの整備と、空調設備、いわゆるエアコンの整備になってございます。こちらにつきましては、交付対象経費としまして513万4,000円、当初は、200万円の補助でありま

したけれども50万増額して250万といった、補助金額になってございます。以上でございます。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 私のほうからは、増額の要因ということでお話しさせていただきます。今回の地域づくり総合交付金につきましては、330万、7事業において増額となり、1事業、2万7,000円減額になったものがありますので、全部で327万3,000円が補助金が増額となったわけでございます。

今回の地域づくり交付金の流れでありますと、この事業については、北海道の本庁からそれぞれの各振興局のほうに配分が来ます。その後に、管内の各市町村に配分が来るというような状況となってございます。

通常であれば、8月に要望調査を行って、10月に交付額の内示が来まして、その後、11月頃にですね、交付決定が来まして、その後最終的に1月ぐらいにですね、毎年であれば、交付額が確定するというような状況であります。

今回につきましては、1月の時点ではまだ、額がまだ確定しておらずですね、釧路管内の状況がまだ見てなかつたという状況がありまして、その後、3月12日にですね、振興局のほうから、ほかの町村のところの余剰があつて、配分できるものがあるという相談がございました。

その後、3月14日に追加の交付の内示を受けて、今回の3月14日付けの専決処分の決定を報告をさせていただいたという結果とございます。以上でございます。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、報告第2号専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程頂きました報告第2号、専決処分事項の報告について、その内容を御説明いたします。

定期予防接種は、予防接種法に基づき、各市町村長が実施しており、定期予防接種以外の予防接種は任意に行う予防接種となります。現在、当町で実施している定期予防接

種のうち、主に乳幼児期から接種するA類疾病の予防接種は、接種者の費用負担はありませんが、主に高齢者を対象とする、B類疾病の予防接種では、接種者の費用負担が生じるため、厚岸町予防接種費用徴収条例において、その費用徴収額を定めております。今般、国は、これまで任意接種であった帯状疱疹の予防接種をB類疾病に追加するとした予防接種法施行令の一部を改正する政令を、令和7年3月26日に公布、同年4月1日から施行したところですが、当町においては、定期予防接種に追加された帯状疱疹の予防接種について、4月1日から実施するとともに、予防接種の費用の一部を徴収しているインフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症のB類疾病と同様、費用の一部を徴収するため、必要な改正をしたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月26日、専決処分をもって本条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案書14ページであります。総総専第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容については、別紙、御手元に配付させていただいております報告第2号説明資料の新旧対照表で行わせていただきますが、あわせて報告第2号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表を御覧ください。この条例の目的を定める第1条の改正は、予防接種法の改正に伴い、この条例で費用を徴収するB類疾病に帯状疱疹の予防接種を追加するものであります。

徴収する費用を定める第3条の改正は、第3条の表、予防接種の項に帯状疱疹を加え、費用徴収額の欄に、帯状疱疹予防接種の2種類の費用徴収額を定めるもので、乾燥弱毒生水痘ワクチン1回につき、接種費用7,630円の2分の1相当の額である3,820円。乾燥組替え帯状疱疹ワクチン1回につき、接種費用2,159円の2分の1相当の額である1万800円としているもので、すいません、接種費用2万1,590円の2分の1相当の1万800円としているもので、これまで町が行ってきた帯状疱疹ワクチン費用助成事業の自己負担分である接種費用の2分の1相当額と同額としております。

対象者を定める第5条の改正は、接種予防接種の対象者に予防接種施行令第3条第1項に追加された帯状疱疹の項に規定するものを加えるものであります。なお、この対象者は、65歳以上の者及び60歳から65歳未満の人免疫不全による免疫の障害を有するものとなります。

議案書14ページにお戻りください。附則であります。第1項は、施行期日で令和7年4月1日から施行するとしてあります。次に、15ページの第2項は、令和8年3月31日までの間における経過措置で、このたびの予防接種法施行令の一部を改正する政令では、対象者に係る経過措置が設けられているため、これと同様の内容で、第5条に規定する帯状疱疹予防接種の対象者に、令和7年3月31日において、100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に70歳から100歳までの5歳刻みの節目年齢に達する者を加えるものであります。第3項は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における経過措置で、第5条に規定する帯状疱疹予防接種の対象者に、

70歳から100歳までの5歳刻みの節目年齢となる日の属する年度の当初から、当該年度の末日までの間にあるものを加えるものであります。これらの経過措置は、令和12年3月31日までの5年間に100歳以上と、5歳刻みの年齢となる方を対象とすることで、65歳以上の全員が1度は対象となるものであります。

なお、この定期予防接種を受けられなかった方につきましては、当町が令和6年度から独自に実施している高齢者対象方針ワクチン費用助成事業を継続することで、同様に接種を受けることを可能としております。以上簡単な説明でございますが、報告内容の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。8番、石澤議員。

●石澤議員 帯状疱疹のワクチンなんですけども、今回、対象になったんですが、このことに対しての副反応とかっていうのがありますよね。それぞれにあると思うんですが、それを受けの方に知らせる方法っていうのは考えているんでしょうか。それから、この5歳刻みっていうのは、薬の1回のワクチンで5年、最初の弱毒性水痘ワクチンのほうは5年ぐらいはもつって聞いたんですけども、その後が帯状疱疹ワクチンが9年っていうふうに聞いてたんですけど、そういうような何回打たなきやならないとかそういうのってのはあるんですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。まず帯状疱疹ワクチンの副作用でございます。今回のワクチンの種類につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、乾燥弱毒生水痘ワクチン、それから乾燥組替え帯状疱疹ワクチンの2種類となっております。ただですね、薬剤が認可されてからまだ年数が5年間たっていないというところでは、まだほかの予防接種に比べて副作用等のデータっていうのはまだまだ少ないというふうに言われております。ただその中では、他のインフルエンザ等の予防接種と同様程度の、打ったときの腫れですとか、痛みですとか、そういったようなもの、それから重篤性の高い死亡に至るまでのものにつきましても、ゼロというふうには発表されておりませんが、他の予防接種と変わらないというふうに聞き及んでおります。

それから、ワクチン自体の効果、種類というようなお話ですが、一つは、乾燥弱毒生水痘ワクチンこれにつきましては、接種費用としては7,630円、今回の徴収費用としては3,820円という安価のほうのワクチンとなります。これが、一般的に言われるように、効果も、四、五年程度かなっていう話にもなったのも聞いておりますが、効果自体についても、基本的には水痘ワクチンということで、小児の水痘ワクチンに近い状態なのかなというふうに思っております。

もう一つのほうにつきましては、帯状疱疹ワクチンというふうに言われております、これについては、1回の接種が2万1,590円、費用徴収としましては半額の1万800円というふうにしておりましてこれを2回接種することになりますので、接種する費用全体

としては4万円ほど掛かる高価なワクチンというふうになっております。これにつきましても、10年ほど効くんではないかというふうに聞いておりますが、先ほどと同じように、まだ認可されてから年数がたっていないということで、これが明らかになっておりません。当初これと同じような状態にあったのが、高齢者の肺炎球菌ワクチンが同様の状況で、まだ認可されて年数がたっていないので効果についてはという話がされていたときには、当初は、接種については1回のみと。薬剤のほうとして、例えば国の定期予防接種の定めだとか、法で定める定めではなくて、ワクチンの薬剤として、1回というふうにされたワクチンというふうになっております。今回につきましても、まだ複数回、例えば5年後10年後にもう1回打つというところではまだ、正式な発表されておりませんので、基本的には今のところ薬剤としては1回の接種のみと。高いほうにつきましては2回接種を1回として、次の機会の打つというタイミングは今のところ発表されてないというふうに言われております。

●議長（大野議員） ほかございませんか。7番、南谷議員。

●南谷議員 令和6年度、厚岸町は、独自で65歳以上を対象に、帯状疱疹ワクチン2種類の予防接種に対しまして、半額助成を実施しております。まずこの実績内容を説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。厚岸町では令和6年度から65歳以上の方に対しまして、独自の予防接種の費用の助成をする事業を実施しております。この時点でも、内容としてはほぼ今回と同様で2種類のワクチンの対象にする、それから半額の費用助成とするというような形としておりまして、65歳以上となりますので、対象者この時点では3,300人ほどの対象者に対しまして、3月までの実績でございますが、帯状疱疹ワクチン、これでいうと効果のほうのワクチンにつきましては、実績が117件、それから、1回の接種で水痘ワクチンにつきましては、35件、合わせて152件の実績となっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●議長（大野議員） 内容は分かりました。今回ですね、国は4月1日付で実施することに決めたんですけれども、本条例の改正に至る経過につきましては、令和7年2月20日、厚文で説明がありました。改正することは理解をしておったんですけども、国のルールはルールとして、国ほうのルールはですね、5歳刻みで毎年実施するということは、5歳刻みですから5年間、対象に5歳ずつしていくとその期間5年間で、対象者全員に予防接種できるという制度だと思うんですよ。ところがですね、厚岸町は昨年65歳以上を対象にして実施をしました。厚岸町は、昨年から65歳以上いいよつってんですよ。今回4月1日で、国のルールは、5年間で5歳刻みで、年齢制限で5年間かけて

全員にいいですよ。で今回の国の改正、この内容は分かるんです。それぞれの内容は分かるんですけども、それじゃ令和7年度厚岸町の町民、去年65歳以上だったんだけども、去年打たなかつたよ。今年どうしたらいいだろう。国のルールはこうなつてると、この条例も制定しました。厚岸町は、町民は、令和7年度65歳以上の人はどうなるんだろう、全員がいいのか悪いのか、この辺がねちょっとよく理解できないんですよ。ですから厚岸町として、65歳以上の対象者は令和7年度どうなるのか説明をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。御質問のとおり当厚岸町では65歳以上の方を対象として、独自で費用助成の事業を実施しております。この時点では、実は帯状疱疹につきましては、予防接種の対象者っていうのは50歳以上の、薬剤としてですね、50歳以上の方が対象ということで、他の市町村では50歳から対象にされているところもありました。厚岸町はこれに対して、3月にもちょっと条例改正させていただきましたが、高齢者の基金を、老人福祉基金を活用して、65歳以上を対象に独自に実施するという形をとっております。

これは、いろいろ言われている中では、高齢者の方の帯状疱疹の発生ピークが70歳頃が1番多く発生しているという実態があるということも含めてですね、65歳以上の方を対象に、大きな費用負担となることから、少しでも打ちやすいように厚岸町で実施したという経過となっております。

その後、昨年中にですね、本格的に定期予防接種になるという議論が高まりまして、4月から定期予防接種になったのですが、ところが国は、基本的に65歳以上の方それから65歳以下の方は先ほど言っていた、ヒト免疫不全の一部の方で、それ以上の方を全員対象としないで、5歳刻みという形で実施するというふうにしております。ただし、説明させていただいたように、5年を実施することで、経過措置の5年間を活用することで、全員が1度は対象となると。ただし、その中では、1年間で接種をできなかつた方がいたりとか、例えば、効果のほうにつきましては2回接種するんですけども、これが、対象期間において1回しか接種できなくて、2回目接種してできなかつたとか、そういうことも考えられることもありまして、厚岸町では、これまでの独自事業を定期予防接種の方を除いた方を対象とすることで、安心していつでも受けられるというような制度の継続をしたいというふうに考えたところで、今回、条例では、対象となる方を定めております。

規則のほうで、費用徴収費用を助成の事業をつくっているんですけども、これについては、同様に、定期予防接種の5歳刻みの方は対象外とするというふうな改正を加えて、基本的に厚岸町においては、定期予防接種それから独自の2接種両方、いずれかを、毎年対象にできるというようなふうに考えておりまして、そのように進めていきたいというふうに思います。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

(「なし」の声)

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第7、報告第3号専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

●税務課長（本間課長） ただいま上程頂きました報告第3号、専決処分事項の報告についてその内容を御説明申し上げます。議案書16ページをお開きください。

今般、国は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、町税関係通知により通知した事項について、町税関係手続を電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるとし、徴税法及び徴税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令等を令和7年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行することとしました。

この法律等が施行されたことに伴い、令和7年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって、町税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。議案書17ページ総専第3号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、御手元に配付の報告第3号説明資料、新旧対照表で御説明いたしますが、このたびの改正は、軽自動車税種別割の二輪車の車両区分の見直しに伴う税率の改正と、これに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示等に係る規定の整備のほか、法改正に伴う引用条項番号の変更及び字句の整理をするものであります。

それでは、新旧対照表を御覧願います。1ページ、軽自動車税種別割の税率について規定している第71条の改正は、地方税法の改正に伴う二輪車の車両区分の見直しに伴う税率を整備するもので、本年11月以降に適用される歐州と同等の排ガス規制により50cc以下の原動機付自転車の生産販売が困難となるため、125cc以下で最高出力を50cc相当の4キロワット以下に制御した車両、いわゆる新基準原付が新たに設けられたことに伴い、この部分に属する車両の税率を現行の50ccの原動機付自転車と同額の年額

2,000円とする規定を整備するものであります。1ページから2ページにかけて、軽自動車税種別割の減免について規定している第76条の改正は、字句の整理と地方税法の改正に伴う二輪車の車両区分の見直しによる減免申請書の記載事項を改めるもので、新基準原付については現行の原動機付自転車と外見、総排気量による識別が困難であることから、総排気量及び最高出力を確認するため、減免申請書に最高出力に関する記載欄を追加することで、現行原付と新基準原付の判別を可能とするものであります。

2ページから3ページにかけて、身体障害者等に対する種別割の減免について規定している第77条の改正は、字句の整理と本年3月24日から特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請を行う際に、マイナ免許証が提示された場合の取扱いに関する規定を整備するもので、減免申請時にマイナ免許証が掲示された場合についても、運転免許証と同様に取り扱うものとし、この場合は、マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために、読み取り専用アプリ等での表示をするなど、必要な措置を受けなければならないとするものであります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定している附則第10条の2の改正は、地方税法の改正において、固定資産税等の課税標準の特例における福島復興再生特別措置法に規定する期間移住等環境整備事業に対する特例措置を規定していた法附則第15条第33項が削られたことに伴う引用条項番号の変更であります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

議案にお戻り頂き、18ページをお開き願います。附則であります。第1条は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。第2条は、固定資産税に関する経過措置で、この条例による改正後の町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするものであります。第3条は、軽自動車税に関する経過措置で、新条例第71条にかかる規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第3号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに

決しました。

●議長（大野議員）　日程第8、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

●税務課長（本間課長）　ただいま上程頂きました報告第4号、専決処分事項の報告について、その内容を御説明申し上げます。議案書19ページをお開きください。

このたびの専決処分事項の報告につきましては、さきの報告第3号と同様に、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、令和7年度の都市計画税の課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案書20ページ、総専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、御手元に配付の報告第4号説明資料、新旧対照表で御説明いたしますが、このたびの改正は地方税法の改正に伴う引用条項番号の変更であります。それでは、新旧対照表を御覧願います。

1ページ、法附則第15条第37項の条例で定める割合について規定している附則第3項の改正は、地方税法の改正において、固定資産税等の課税標準の特例における福島復興再生特別措置法に規定する期間に充当環境整備事業に対する特例措置を規定していた法附則第15条第33項が削られたことに伴う引用条項番号の変更であります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。続いて、都市計画税の課税標準の特例について規定している附則第13項の改正は、さきの附則第3項と同様に、地方税法の改正において、法附則第15条第33項が削られたことに伴う引用条項番号の変更であります。なお、この規定の内容に変更が生ずるものではありません。

議案書にお戻り頂き、20ページをお開き願います。附則であります。第1項は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。第2項は経過措置で、この条例による改正後の都市計画税条例の規定中、都市計画税に関する部分は、令和7年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上簡単な説明ではございますが、報告第4号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第9、報告第5号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程頂きました報告第5号、専決処分事項の報告について、その内容を御説明申し上げます。このたびの改正は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、このうち国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されることになったことから、令和7年度の国民健康保険税の課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。議案書22ページであります。総総専第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は、地方税法施行令の改正と同様に、中間所得者層及び低所得者層の負担の上昇を抑制し、被保険者間の負担の均衡を図るため、国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税限度額及び後期高齢者支援金等課税限度額を引上げたこと。国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るため、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定となる所得基準の上限を引上げ、軽減の対象範囲を拡充したものです。

それでは、別にお配りしている報告第5号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧願います。改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて報告第5号参考資料①改正内容の概要、報告第5号参考資料②関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考してください。新旧対照表の1ページを御覧ください。

国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額の算定方法について規定している第2条第2項の改正は、ただし書で規定している基礎課税額の課税限度額、現行65万円を66万円に、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定している第2条第3項の改正は、ただし書で規定している後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、現行24万円を26万円にそれぞれ改めたものであります。

この改正による影響については、令和6年度の課税データで試算した場合、基礎課税

額においては、現在の限度額超過世帯となる115世帯から、2世帯減少し、113世帯となり、調定額で約114万円の増額が見込まれ、後期高齢者支援金等課税額においては、現在の限度額超過世帯となる99世帯から10世帯減少し、89世帯となり、調定額で約186万円の増額が見込まれるところであります。

2ページを御覧ください。次に、7割、5割、2割軽減を行う場合の国民健康保険税の減額について規定している第21条第1項の改正は、各号列記以外の部分は、減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条第2項及び第3項の改正と同様に、減額後の基礎課税額の課税限度額現行65万円を66万円に、減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、現行24万円を26万円にそれぞれ改めたものであります。

3ページを御覧ください。第2号は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定していますが、軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額43万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額、現行29万5,000円を30万5,000円に改めたもので、この改正により5割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引上げられ、5割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

この改正による影響は、令和6年度の課税データで試算した場合、5割軽減世帯は2割軽減世帯からの移行により、3世帯増加し、調定額で約23万6,000円の減額となります。第3号は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定していますが、減額判定所得の基準の算定について、基礎控除額43万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額現行、54万5,000円を56万円に改めたもので、この改正により、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引上げられ、2割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

この改正による影響は、令和6年度の課税データで試算した場合、2割軽減世帯は、新たに6世帯が対象となります。先ほど説明させていただいた5割軽減に3世帯が移行するため、3世帯増加し、調定額で約3万5,000円の減額となります。なお、先ほど5割軽減と2割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は6世帯増加し、調定額で約27万1,000円の減額となります。

議案書22ページにお戻りください。附則であります。第1項は、施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。第2項は適用区分で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上簡単な説明ではございますが、報告第5号の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 国民健康保険税の今回の改正でございますが、令和6年ベースで試算で、第

2条第2項の改正で、総体で今の説明ですと、およそ300万ぐらいの増額となる。一方ですね、第21条第1項の軽減措置で27万1,000円の減額。差引き勘定で、272万9,000円の増額となると理解をしたんですが、よろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 御質問者おっしゃるとおりであります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4月の1日時点で厚岸町の世帯数は4,198世帯でございます。このうち厚岸町の国保加入世帯数を教えてください。それから、ただいまおよそトータルで272万9,000円の増額となるということなんですが、この270万の国保税の増額、町としてはどのように捉えておられるんですか。まだ足りないよって言ってるのか、町民は、もう一方、これだけ上がることに対して、厳しいな国保税厳しいなと思ってるのか、軽減処置があるんでよかったなと捉えているのかこの辺の町のとらえ方をお伺いいたします。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お時間頂きまして申し訳ございません。まず、国民健康保険の加入者数、世帯数なんですけども、令和7年3月末現在で1,274の加入世帯となってございます。それから、二つ目の御質問でございますが、今回の改正に伴いまして、冒頭の提案説明の中でも申し上げてますけども、中間所得者層と低所得者層の負担の抑制がまずもって図られるといったような部分においては、これは全国、全道ともですね、統一した取扱いということになってございますので、厚岸町としてもこの改正に伴って増額になる要因としましても、要は中低所得者以外の方からの国民健康保険税をちょっと多く頂くような形にはなるんですけども、中低所得者の方の負担軽減につながると言つたような捉え方をしております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今、国保税はある程度、北海道一本で一つのルールに基づいて、あんまり私もこここの関係で質問をしなくなつたんですけど、かつては町独自で試算してたから担当者も相当大変だったと思いますけども、よく耳にするのは、真面目に一生懸命頑張ってきたのに保険税は毎年上がっていくんだと。年金者を含めて、そういう声を多く耳にいたします正直なところ、町民にとっては、年金者、低所得者の軽減になるって今言われたんですけども、果たしてそこまでいくのかなあというふうに実感をするんですが、今回の改正は中間と低所得者の負担軽減を目指しているということなんでございますが、ここはなかなかそういうふうに思えないんですが、その上でお尋ねをさせていただきます。第21条第2項でございますが、今回の軽減処置で影響世帯数と影響額、実態はどの

ようになっているのか。厚岸町の場合どういう数字になるのか、説明をしてください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） すいません。今の御質問、第21条の第2号の影響額ということです。申し訳ございません。この場合ですね、5割軽減の部分になるわけでございますが、今回の改正に伴いまして、これまで2割軽減であった世帯が3世帯、5割軽減世帯のほうに移行になります。その影響額といたしましては、先ほど申し上げました23万6,000円の減額といったような内容になってございます。

申し訳ございませんちょっと説明が不足してございました。改正前の5割軽減世帯におきましては、119世帯ございます。それで先ほど申し上げました3世帯が移行することで、改正後は122世帯になる。2割軽減から5割軽減のほうに移行するということで、プラス3世帯で122世帯ということになってございます。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（発言者なし。）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第10、議案第55号工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） ただいま上程頂きました議案第55号工事請負契約の締結について提案内容を御説明申し上げます。議案書23ページをお開き願います。

議案第55号工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、町営牧場ふん尿処理施設の充実を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、老朽化したふん尿処理施設を更新するもので、11月から牛の受入れを滞りなく進めるため、調整交付金の決定後速やかに工事に着手いたしたく、その工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであり、本臨時会に提案させていただいた次第であります。

契約の内容について御説明申し上げます。工事名、厚岸町営牧場ふん尿処理施設更新

工事。2、工事場所、厚岸町別1番。3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。4、請負金額金5,896万円也、5、請負契約者、厚岸郡厚岸町新栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

24ページを御覧願います。参考として1、工事概要ですが、一時貯留槽、縦5.3メートル、横5.3メートル、高さ4.6メートル、移送管工、排水構造物工、管理用道路、それぞれ一式であります。2、工期につきましては、着手が令和7年5月14日、完成が令和7年12月1日であります。3、位置図、平面図、断面図、管理用道路の土工定規図につきましては、別紙説明資料のとおりであります。

25ページを御覧願います。議案第55号説明資料の位置図となりまして、工事の施工位置につきましては、町営牧場敷地内でございます。

26ページを御覧願います。説明資料、左側上段から断面図、管理用道路のと定規図右側、平面図であります。平面図と記載された下の点線、二重の点線でございますが、円の中央部分が、昨年度施工したスラリーストア一本体となっております。今年度は、平面図中央の斜線四角形の一時貯留槽、そこからスラリーストアへと上に伸びる移送管、牛が入っていない期間に雨水を流す排水構造物、トラクターなどの作業機械が通る管理用道路等の整備でございます。なお、管理用道路につきましては、下側の斜線部分、町道との取付け部分になりますが、こちらにつきましては、細粒度アスコンそこから上の網かけ部分、色がついてる部分につきましては、再生骨剤、いわゆる砂利仕様となっております。また、別途、御手元に参考資料としまして、4月30日に執行しました、指名競争入札結果を配付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。10番、堀議員。

●堀議員 ここでですね排水構造物に流されるものについてお聞きします。先ほど牛が入っていないときの雨水を流すと言ってたんですけども、牛が入っているときには流れないような細工というものがきちんとされるという理解でいいんでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。牛が入っていない期間、主に5月から夏場の期間11月までの期間というふうになりますが、それぞれ牛舎から流れてきた、そのときは牛舎のほうに牛は入っていないので、通常のきれいな状態で、一時貯留槽に通常牛が入ってる期間は行くような構造になっているんですけども、牛の入っていない期間はこちらのほうにですね、仕切りで切替えてですね、一時貯留槽のほうに行かないで、排水構造物のほうに排水のほうに行くつちゅう構造で切替えをするというふうな構造で行っていきたいと思っております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 冬期舎飼は当然相当数が入るからいいんですけども、夏季の場合だってここちらのパドックや牛舎というものをですね使う可能性というものがですね、1頭2頭だけでもですね、患畜獣とかをですね、入ることだってあると思うんですよ。そういった場合でも、1頭でも入ればもうここで仕切っちゃうと、あくまでも汚れた水というものは排水構造物のほうには出ないんだよという安心していくよろしいんでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。質問者の御質問のとおり、いわゆる汚れた水というのが正しいかどうか分かりませんが、排水構造物のほうにはそういった水は流れないようにですね、しっかり仕切ってやっていきたいと思っております。

●議長（大野議員） ほかございませんか。7番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけお尋ねさせていただきます。工期であります。完成が12月1日、大丈夫なんでしょうか。それからですね、着手が5月14日、明日あさってです。臨時会ぎりぎりですよね。なぜこんなに早急なスケジュールになってるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。工期の12月1日になりますけれども、こちらのほうはですね、大丈夫だということで、答弁させていただきたいと思います。続きましてですね、着手がですね、あさって、5月14日ということについての御質問でございます。提案説明のほうでもお話させていただいた部分でございます。11月からですね、こちらのほうの牛舎のほうにですね、牛のほうの受入れを行っていきたいという部分がありますので、速やかにですね工事着手をさせていただいて、受入れの体制を万全にしていきたいということでこういった早いスケジュールになってございますので御理解を願います。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（発言者なし。）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第11、議案第54号、令和7年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程頂きました議案第54号令和7年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由を御説明申し上げます。議案書の1ページあります。

令和7年度厚岸町一般会計補正予算1回目、令和7年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,538万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページから3ページにわたり、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、2款2項、歳出では1款1項にわたってそれぞれ658万2,000円の減額補正であります。

事項別により御説明させていただきます。8ページをお開き願います。歳入であります。21款1項1目、繰越金、1節、前年度繰越金8万2,000円の減。デジタル無線設備整備事業の事業費減額に伴う減額で、補正財源調整のための計上であります。内容につきましては歳出において御説明いたします。23款1項、町債、7目1節、消防債、650万円の減。先ほど申し上げましたデジタル無線設備整備事業の事業費減額に伴う充当財源である、緊急防災減災事業債の減額となります。以上で歳入の説明を終わります。

1ページをお開き願います。歳出であります。8款1項、消防費、3目、消防施設費、デジタル無線設備整備事業658万2,000円の減。当初予算において、工事請負費で計上しておりましたが、事業内容について再精査した結果、備品購入費による予算計上が可能であり、備品購入費へ予算計上を行った場合の事業費について、再度業者から参考見積りを徴取した結果、658万2,000円の事業費の節減となることから、工事請負費から備品購入費へ振り替える補正計上となります。以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。第2条地方債の補正であります。地方債の変更は、第2表地方債補正による。4ページをお開き願います。第2表、地方債補正であります。緊急防災減災事業650万円の減。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。次ページを御覧ください。地方債、地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄、令和6年度末現在高、137億3,333万4,000円。補正後の令和7年度中起債見込額6億7,040万円。令和7年度中、元金償還見込額9億6,937万3,000円。補正後の令和7年度末現在高見込額は、134億3,436万1,000円となるものであります。

以上をもちまして、議案第54号、令和7年度厚岸町一般会計補正予算1回目の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

(発言者なし。)

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。以上で本臨時会に付議された議案審査は全部終了いたしました。よって、令和7年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年5月12日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員